

草津市公報

発行日 令和 7 年 1 0 月 1 日
(毎月1・15日発行)
発行番号 第 1 7 号
発行所 草 津 市 役 所
草津市草津三丁目13番30号
電話番号(代)077-563-1234

◇◇◇ 目 次 ◇◇◇

◎ 規 則

草津市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則（建築政策課）…………… 1

◎ 告 示

指定納付受託者の指定について（広報課）…………… 2
公示送達について（税務課）…………… 2
公示送達について（税務課）…………… 3

◎ 公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）…………… 4
草津市有財産売却処分一般競争入札公告（総務課）…………… 7
指定管理者の募集について（草津川跡地整備課）……………10
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………11
都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告（開発調整課）……………11

◎ 農業委員会告示

土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格者の交替について ……………12
土地改良事業の施行区域内の農用地に係る土地改良事業参加資格者の交替について ……………12

規 則

草津市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

草津市規則第 5 2 号

草津市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

草津市建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行細則（平成 1 4 年草津市規則第 4 3 号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分または破線で囲んだ部分は改正部分）

改正後	改正前
第 1 条～第 2 条 《現行どおり》 （身分証明書） 第 3 条 法第 4 3 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、 <u>国土交通省の所管する法律の規定に基づく立入検査等の際に携帯する職員の身分を示す証明書の様式に関する省令（令和 3 年国土交通省令第 6 8 号）に定める様式</u> によるものとする。 《改正前を削る》	第 1 条～第 2 条 《省略》 （身分証明書） 第 3 条 法第 4 3 条第 2 項に規定する身分を示す証明書は、 <u>別記様式</u> によるものとする。 <u>別記様式（第 3 条関係）</u> （別添 1 のとおり）

付 則

この規則は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

別添 1
別記様式(第3条関係)

(表)

身 分 証 明 書	
	所 属
	職
	氏 名
	生年月日 年 月 日生
上記の者は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第43条第2項の規定により、立入検査を行う者であることを証明する。	
年 月 日発行	
年 月 日まで有効	
草津市長 印	

8. 5cm

5. 5cm

(裏)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(抜粋)

(立入検査)

第43条 都道府県知事は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施を確保するために必要な限度において、政令で定めるところにより、その職員に、対象建設工事の現場又は対象建設工事受注者の営業所その他営業に係る場所のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(妨害等への罰則)

第51条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。

一～五 (略)

六 第43条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律施行令(抜粋)

(市町村の長による事務の処理)

第8条 法に規定する都道府県知事の権限に属する事務であつて、建築主事を置く市町村又は特別区の区域内において施工される対象建設工事に係るもののうち、次に掲げるものは、当該市町村又は当該特別区の長が行うこととする。この場合においては、法中前段に規定する事務に係る都道府県知事に関する規定は、当該市町村又は当該特別区の長に関する規定として当該市町村又は当該特別区の長に適用があるものとする。

一～五 (略)

六 法第43条第1項の規定による立入検査に関する事務(特定建設資材に係る分別解体等の適正な実施を確保するために必要なものに限る。)

2～4 (略)

8. 5cm

5. 5cm

(令和 7 年 9 月 4 日揭示済み)

告 示

草津市告示第 2 7 3 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 1 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、指定納付受託者を指定したので、草津市会計規則（平成 6 年草津市規則第 1 2 号）第 2 0 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

令和 7 年 9 月 3 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 指定納付受託者の名称および所在地
名 称 アマゾンジャパン合同会社
所在地 東京都目黒区下目黒 1 丁目 8 - 1
- 2 指定納付受託者に納付させる歳入
草津市ふるさと寄附条例（平成 2 0 年草津市条例第 1 8 号）に基づく寄附金
- 3 指定期間
令和 7 年 9 月 3 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで

（令和 7 年 9 月 3 日揭示済み）

草津市告示第 2 7 4 号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。
送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和 7 年 9 月 1 2 日

草津市長 橋 川 渉

- 1 送達すべき書類
国民健康保険税当初賦課納税通知書
- 2 送達を受けるべき者の氏名および住所
別紙のとおり

3 上記の書類については、令和 7 年 9 月 1 9 日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税当初賦課納税通知書		送付先住所		賦課年度	課税年度分
連番	氏名			令和 7 年度	令和 7 年度
1	J E O N G Z I O N	滋賀県草津市野路東五丁目 4 番 3 4 - 4 0 7 号	ニューサンライズ	令和 7 年度	令和 7 年度
2	井之口 武	滋賀県草津市西草津一丁目 8 番 4 9 号		令和 7 年度	令和 7 年度
3	W U Z H O U K A N G	滋賀県草津市渋川一丁目 2 番 2 6 - 2 0 0 3 号	ザ・草津タワー	令和 7 年度	令和 7 年度
4	梅田 惣太	滋賀県草津市北山田町 3 1 2 番地 3		令和 7 年度	令和 7 年度

（令和 7 年 9 月 1 2 日揭示済み）

草津市告示第275号

公示送達について

次の書類は、その送達を受けるべき者の居所等が不明で送達不能につき、地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

送達すべき書類は、草津市総務部税務課に保管しており、送達を受けるべき者が請求したときは、いつでも交付する。

令和7年9月12日

草津市長 橋 川 渉

- 1送達すべき書類
- 国民健康保険税賦課更正（決定）通知書
- 2送達を受けるべき者の氏名および住所
- 別紙のとおり
- 3上記の書類については、令和7年9月19日に送達があったものとみなす。

国民健康保険税賦課更正（決定）通知書

連番	氏名	住所	送付先住所	賦課年度	課税年度分
1	樽見 綾菜	滋賀県草津市追分二丁目11番3-414号	sundance	令和7年度	令和7年度
2	SHRESTHA MANISH	滋賀県草津市野路二丁目23番5号		令和7年度	令和7年度
3	里 洵弥	滋賀県草津市岡本町470番地607	Antevorte	令和7年度	令和7年度
4	QIN WEIMIN 秦 偉民	滋賀県草津市野路七丁目9番5-103号	メゾン中村I	令和7年度	令和7年度

(令和7年9月12日揭示済み)

公 告

公 告

草津市有財産売却処分一般競争入札公告

市有財産（動産）を一般競争入札により売却処分することについて、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 6 第 1 項および草津市契約規則（平成 6 年草津市規則第 1 0 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和 7 年 9 月 4 日

草津市長 橋 川 渉

1 入札に付する売却物件

物件 番号	物件名	メーカー ・ 規格	予定価格 (入札保証金)
070 201 01	可搬消防ポンプ【 バッテリー使用不 可】 (現地直接引き取 り限定)	トーハツ V C 7 2 A S	10,000円 (1,000円)

※「予定価格」とは、あらかじめ草津市が定めた最低売却価格をいう。

※「予定価格」には、消費税相当額を含む。

2 入札の方法

紀尾井町戦略研究所株式会社が運営するインターネット公有財産売却システム「K S I 官公庁オークション」（以下「公有財産売却システム」という。）を利用して行い、入札に関する手続きについては、別に定めるインターネット公有財産売却ガイドラインおよび公有財産売却システムに係る規約等に従って実施する。

3 入札に参加する者に必要な資格

(1) 日本国内で住民登録されている個人または日本国内で法人登記されている法人であること。

(2) 次に掲げるいずれにも該当しない者であること。

ア 5 の入札参加仮申込を行う時点において 1 8 歳未満の者

イ 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者

ウ 個人にあつては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員に該当する者、法人にあつては、役員等（法人の役員またはその支店もしくは営業所等を代表する者を

いう。）が暴力団員に該当する者

エ 破壊活動防止法（昭和 2 7 年法律第 2 4 0 号）第 5 条第 1 項もしくは第 7 条の処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 1 1 年法律第 1 4 7 号）第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員となっている者
オ 会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）第 1 7 条第 1 項の更正手続開始の申立てまたは民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）第 2 1 条第 1 項の再生手続開始の申立てがなされており、開始の決定を受けるまでの者

カ 公告日から入札期間終了日までの間において、草津市建設工事等の指名停止等に関する基準および草津市物品関係指名等停止基準に基づく指名停止の措置期間中である者

キ 入札手続きにかかる日本語を完全に理解できない者（その代理人が入札手続きにかかる日本語を理解できる者である場合を除く。）

ク 日本国内に住民登録（法人の場合は、法人登記）がない者

ケ 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 3 9 条第 2 項の物品に関する事務に従事する草津市職員

コ アからケまでに定める者を入札代理人とする者

(3) 公有財産の買受について一定の資格、その他の条件を必要とする場合で、これらの資格などを有している者

(4) 草津市が定めるインターネット公有財産売却システムガイドラインならびに K S I 官公庁オークションに関連する規約およびガイドラインの内容を承諾し、かつ順守できる者

4 入札に関する情報を示す期間および場所

(1) 期間 令和 7 年 9 月 4 日（木）から令和 7 年 1 0 月 2 8 日（火）まで

(2) 場所 草津市ホームページ（インターネット公有財産売却ページ）および公有財産売却システム

5 入札参加仮申込

入札参加希望者は令和 7 年 9 月 1 1 日（木）午後 1 時から令和 7 年 9 月 2 9 日（月）午後 2 時までに公有財産売却システム上で入札参加仮申込などの一連の手続きを行う。

6 入札参加申込の受付

草津市にて、システムに登録された仮申込内容

を確認し、入札参加申込（本申込）登録を行う。なお、公有財産売却システム上で入札参加仮申込をしていない者は本申込はできない。

※ 代理人による手続き（本人以外の者が本人の委任を受けて本人のために入札等の手続きをすることをいう。参加者が法人の場合で、その従業員が代表者に代わって入札手続き等をする場合を含む。）をする場合、代理人（受任者のことをいう。）は、本人からの委任状（草津市ホームページから印刷した様式）を添付書類とともに提出期限までに草津市へ提出すること。

7 入札保証金

- (1) 入札保証金の金額は、『1 入札に付する売払物件』のとおりとする。
- (2) 入札保証金の納付は「クレジットカードによる納付」とし、その手続きは公有財産売却システム上で行うものとする。
- (3) 入札保証金には、利息を付さないものとする。

8 売払物件公表の日時および場所

- (1) 日時 令和 7 年 9 月 17 日（水）午前 10 時から午後 3 時まで
- (2) 場所 【可搬消防ポンプ】
湖南広域消防局 西消防署（滋賀県草津市上笠町 4 7 7-1）
- (3) その他 前日（令和 7 年 9 月 16 日）午後 3 時までに電話またはメールにより事前予約すること。

9 入札期間、開札の日時、場所および方法

- (1) 入札期間 令和 7 年 10 月 14 日（火）午後 1 時から令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 1 時まで
- (2) 場所 公有財産売却システム上
- (3) 方法 入札は、公有財産売却システム上で入札価格を登録して行う。なお、今回の物件は入札形式で行うため、この登録は一度のみ行うことができ、一度行った入札について、入札者の都合による取り消しや変更はできない。
持参および郵送による入札書の提出は無効とする。
- (4) 開札日時 令和 7 年 10 月 21 日（火）午後 2 時
- (5) 入札確定処理日時 令和 7 年 10 月 23 日（木）午後 5 時

10 入札の無効に関する事項

次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者が行った入札または委任状を提出せずに代理人が行った入札
- (2) 予定価格（最低売却価格）に達しない入札
- (3) 同一売払物件の入札について 2 回以上行った入札
- (4) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約締結および売買代金支払方法

- (1) 落札者は、売買契約書または請書（必要な場合のみ）とともに所定の書類を令和 7 年 10 月 28 日（火）午後 4 時までに提出するものとする。なお、当該売買契約を締結しないときまたは請書の提出をしないときは、入札保証金は草津市に帰属する。
- (2) 契約保証金の額は、入札保証金と同額とし、買受人（落札者）の入札保証金を契約保証金に充当する。
- (3) 契約保証金を契約代金の一部に充当するものとし、残金は令和 7 年 11 月 4 日（火）午後 2 時までに一括納入（振込手数料は買受人の負担とする。）する。
- (4) 入札に関し不正な行為をし、または入札参加の申込方法に違反したことが判明したときは、入札保証金は草津市に帰属する。また、売買契約が完了している場合は当該契約は解除し、契約保証金は草津市に帰属する。

12 落札した売払物件の引渡し等

契約代金の納入を確認した後、次の期限までに現状のままで草津市が指定する場所において直接引き渡す。

なお、引き渡しに関する費用の一切は、全て買受人の負担とする。

- (1) 期限 草津市が指定する日時まで
- (2) 場所 草津市が指定する場所
- (3) その他

ア 引渡しは、契約代金の納付時の現況有姿で行う。

イ 売払物件の取得時期は契約代金の納付があったときであり、取得後の毀損、焼失等による損害の負担は、買受人が負う。

ウ 一度引き渡された売払物件については、隠れた瑕疵等いかなる理由があっても、市は、責任を負わない。ただし、買受人が消費者契約法（平成 12 年法律第 61 号）第 2 条第 1 項に定める消費者である場合は、引渡しの日から 1 年間

は協議に応じる。

エ 一度引き渡された売払物件は、いかなる理由があっても返品、交換はできない。

1 3 契約にあたって付する主な特約

(1) 公序良俗に反する使用の禁止

ア 売払物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に定める暴力団、破壊活動防止法第 5 条第 1 項もしくは第 7 条に規定する処分もしくは無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律第 5 条第 1 項に規定する観察処分を受けた団体または当該団体の役員もしくは構成員のために利用する等公序良俗に反する用途に使用してはならない。

イ 買受人は、売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、アの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、イの第三者が売払物件の所有権を移転する場合にも同様にアおよびイの内容を転得者に承継することを書面で義務づけなければならない。

エ 買受人は、売払物件を第三者に使用させる場合には、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるものではない。

オ 買受人は、エの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびエの内容を遵守させなければならない。

(2) 風俗営業等の禁止

ア 買受人は、契約締結の日から 5 年間、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 2 2 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業のために利用する等の用途に使用してはならない。

イ 買受人は、契約締結の日から 5 年以内に売払物件の所有権を第三者に移転する場合には、その残存期間についてアの使用の禁止を書面により承継させるものとし、当該第三者に対してアの定めに反する使用をさせてはならない。

ウ 買受人は、契約締結の日から 5 年以内に売払物件を第三者に使用させる場合には、その残存期間について、当該第三者に対してアの規定に反する使用をさせてはならない。この場合において、買受人は、アの使用の禁止を免れるもの

ではない。

エ 買受人は、ウの第三者が他の第三者に売払物件を使用させる場合も同様にアおよびウの内容を遵守させなければならない。

(3) 実地調査等

(1)について、草津市が必要があると認めるときは、実地調査等を行うが、買受人（落札者）およびその後の譲受人等は、当該実態調査について協力義務を持つものとする。

(4) 違約金

買受人は、(1)および(2)の特約に違反したときは売買代金の 1 0 0 分の 3 0、(3)の特約に違反したときは売買代金の 1 0 0 分の 1 0 を違約金（1 円未満切り捨て）として草津市に支払うものとする。

なお、当該違約金について債務の履行を遅滞したときは、支払期限の翌日から履行の日までの間、履行遅滞額に対して政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 2 4 年法律第 2 5 6 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき財務大臣が決定する率を乗じて計算した額を加算する。

1 4 その他

- (1) 売買代金完納後の公租公課等が必要な場合は、買受人の負担とする。
- (2) 物件調書等は参考資料とすること。
- (3) 売払物件の写真は、色調などにより現況と相違している可能性があるので注意すること。なお、現況と異なる場合は現況が優先する。
- (4) 公有財産売却システムに不具合が生じた場合、入札を中止することがある。

1 5 入札および契約に関する事務を担当する部局の名称および所在地

〒 5 2 5 - 8 5 8 8 滋賀県草津市草津三丁目
1 3 番 3 0 号
草津市総務部総務課財産管理係
電話番号 0 7 7 - 5 6 1 - 2 3 0 5
F A X 番号 0 7 7 - 5 6 1 - 2 4 8 3
メールアドレス somu@city.kusatsu.lg.jp

（令和 7 年 9 月 4 日揭示済み）